

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和８年６月定例県議会に提案される「福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例案」について、別紙１のとおり知事から意見の聴取がありましたので、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和４２年福岡県教育委員会規則第６号）第４条第１項の規定に基づき、臨時代理により、別紙２のとおり回答しましたので、同条第２項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

令和８年６月２日
教 育 長

8 教財第 4 4 9 号

令和 8 年 5 月 2 0 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



条例の提案に対する意見の聴取について

本年 6 月に招集予定の福岡県議会定例会に「福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例」を別案のとおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

8 教財第 4 9 5 号

令和 8 年 5 月 2 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について（回答）

（対令和 8 年 5 月 2 0 日 8 教財第 4 4 9 号）

さきに意見聴取のあった条例の提案については、同意します。

「福岡県立学校授業料等徴収条例」及び「福岡県立高等学校通信教育 入学料及び受講料条例」の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」（令和８年法律第８号）が令和８年４月１日から施行され、これまで設けられていた高等学校等就学支援金の受給資格における所得制限が撤廃された。これに伴い、関係条例について所要の規定の整備を行うため、改正案を６月定例議会に提出するもの。

2 改正の概要

「福岡県立学校授業料等徴収条例」及び「福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例」から「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」第１７条に係る文言（保護者等の収入の状況に関する事項の届出）を削除する。

3 施行期日

公布の日

第九八号議案

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和八年六月八日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第八号）の制定に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通

信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例

(福岡県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第一条 福岡県立学校授業料等徴収条例(昭和二十七年福岡県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「又は同法第十七条の規定による届出」を削る。

(福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部改正)

第二条 福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例(昭和三十四年福岡県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「又は同法第十七条の規定による届出」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第九八号議案

福岡県立学校授業料等徴収条例及び福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例の一部を改正する条例
の制定について

新旧対照表

福岡県立学校授業料等徴収条例（昭和二十七年福岡県条例第十四号）	
改正案	現行
第三条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定による申請をした者に係る授業料については、教育委員会 の指定する日までに納めなければならない。	第三条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定による申請又は同法 第十七条の規定による届出をした者に係る授業料については、教育委員会 の指定する日までに納めなければならない。

福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例（昭和三十四年福岡県条例第二十一号）	
改正案	現行
（入学料及び受講料の徴収） 第一条（略） 2・4（略） 5 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定による申請をした者に係る受講料については、教育委員会 の指定する日までに納付しなければならない。	（入学料及び受講料の徴収） 第一条（略） 2・4（略） 5 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の規定による申請又は同法第十七条の規定による届出をした者に係る受講料については、教育委員会 の指定する日までに納付しなければならない。